

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
本部長 中村裕昌様



28都市住不859号
平成28年7月28日

東京都都市整備局住宅政策推進部
不動産業課長 小野田一雄

民間賃貸住宅による応急仮設住宅の供与期間の延長について

東京都の民間賃貸住宅による避難者の受け入れにつきまして、これまで多大なるご協力をいただき深く感謝いたします。

さて、標記の件につきまして、国により、被災県の判断で1年を超えない範囲で供与期間を延長することが可能とされたため、被災県から都に対し供与期間の延長の要請がありました。

都では、これまで供与期間を岩手県及び宮城県は入居日から6年間、福島県は入居日から平成29年3月末日までとしていたところですが、被災県からの要請により、次のとおり延長することといたしました。

1 岩手県からの避難者の方

一律に供与期間を延長することとされた5市町（山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）からの避難者の方については、供与期間を「入居日から7年間」に延長します。

また、1市（宮古市）からの避難者の方については、被災県から特定の要件に該当すると判断された方に限定して、「平成30年3月31日を超えない」範囲で供与期間を「入居日から7年間」に延長します。

2 宮城県からの避難者の方

一律に供与期間を延長することとされた3市町（石巻市、名取市、女川町）からの避難者の方については、供与期間を「入居日から7年間」に延長します。

また、6市町（塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、山元町、南三陸町）からの避難者の方については、被災県から特定の要件に該当すると判断された方に限定して「平成30年3月31日を超えない」範囲で供与期間を「入居日から7年間」に延長します。

3 福島県からの避難者の方

一律に供与期間を延長することとされた9市町村（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域、南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（平成28年7月12日解除）、川俣町の避難指示区域）からの避難者の方については、供与期間を「入居日から平成30年3月末日まで」に延長します。

また、5市町（いわき市、相馬市、南相馬市（上記区域を除く）、広野町、新地町）からの避難者の方については、被災県から特定の要件に該当すると判断された方に限定して、供与期間を「入居日から平成30年3月末日まで」に延長します。

詳細につきましては、今後決まり次第、改めてご連絡させていただきます。

また、貸主等の事情により延長ができない場合は、入居者の方々に他の住宅に転居していくことを考えております。

なお、既に受入れにご協力をいただいている管理会社等及び入居者につきましては、別紙の通り、都から直接連絡することといたします。

また、被災地のうち供与期間を延長しない市町村があることから、該当の被災者が応急仮設住宅から退去するにあたり、引き続き、都内での居住を希望する方への民間賃貸住宅の情報提供等についてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、引き続きご協力いただくとともに、貴協会及び会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。